

第九管区海上保安本部公示第63号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年11月22日

第九管区海上保安本部長

猪瀬 雅樹（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 輪島建設協同組合

住 所 石川県輪島市河井町2部282-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 輪島市沖合（下図に示すとおり）

期 間 令和6年12月1日から令和7年11月30日まで

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深等を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

